

動物愛護活動団体等支援事業実施要領

1 目的

動物愛護活動団体・グループが行う事業に対し、協会から経費の一部を支援することによりその事業の運営や活動の円滑推進を目的とする。

2 支援する事業等の例示

- (1) 飼主のいない猫を保護する団体等の立ち上げや飼主のいない猫の避妊去勢手術推進のための機器機材の購入等
- (2) 小規模な団体等が行う動物愛護普及啓発事業や会員の加入促進事業等の開催等
- (3) その他支援が必要と認められる事業

2 支援金額等

- (1) 支援する総額は協会の予算の範囲内とする。
- (2) 1団体への支援は単年度1回とし、限度額を5万円とする。
- (3) 新しく動物愛護・保護活動を立ち上げる団体・グループを優先する。

3 支援要請手続き

- (1) 支援を希望する団体等は「動物愛護活動支援要請書（別紙様式A）」を協会に提出する。
- (2) 協会是要請書を審査し、支援決定の可否を連絡し、支援金を団体等に交付する。
- (3) 交付を受けた団体等は、支援金を執行した後、すみやかに領収書等を添付のうえ「支援金使途報告書（別紙様式B）」を協会に提出する。

4 その他

- (1) 支援要請書類はA様式・B様式とも郵送による提出とする。
- (2) 機器等は少なくとも5年間は使用可能なものを対象とする。
- (3) 動物の愛護及び管理に関する法律等を遵守しない団体・グループは対象外であり、支援後にわかった場合は支援金の返却を求める。

様式A

年 月 日

一般社団法人新潟県動物愛護協会 様

団体・グループ名

代表者名

動物愛護活動支援要請書

下記により動物愛護活動経費の一部について支援を要請します。

記

- 1 事業の内容（既存資料があれば添付で可）
- 2 経費の内容（見積書等添付）
- 3 団体・グループの財政事情（概要）
- 4 要望金額（5万円を限度とし、見積額が少ない場合はその額）
- 5 その他（1～4以外で参考となるもの）

■団体・グループの記載担当者氏名

連絡先

■住所（郵送先）

様式B

年 月 日

一般社団法人新潟県動物愛護協会 様

団体・グループ名
代表者

支援金の使途内容について（報告）

交付された支援金の使途について、下記のとおり報告します。

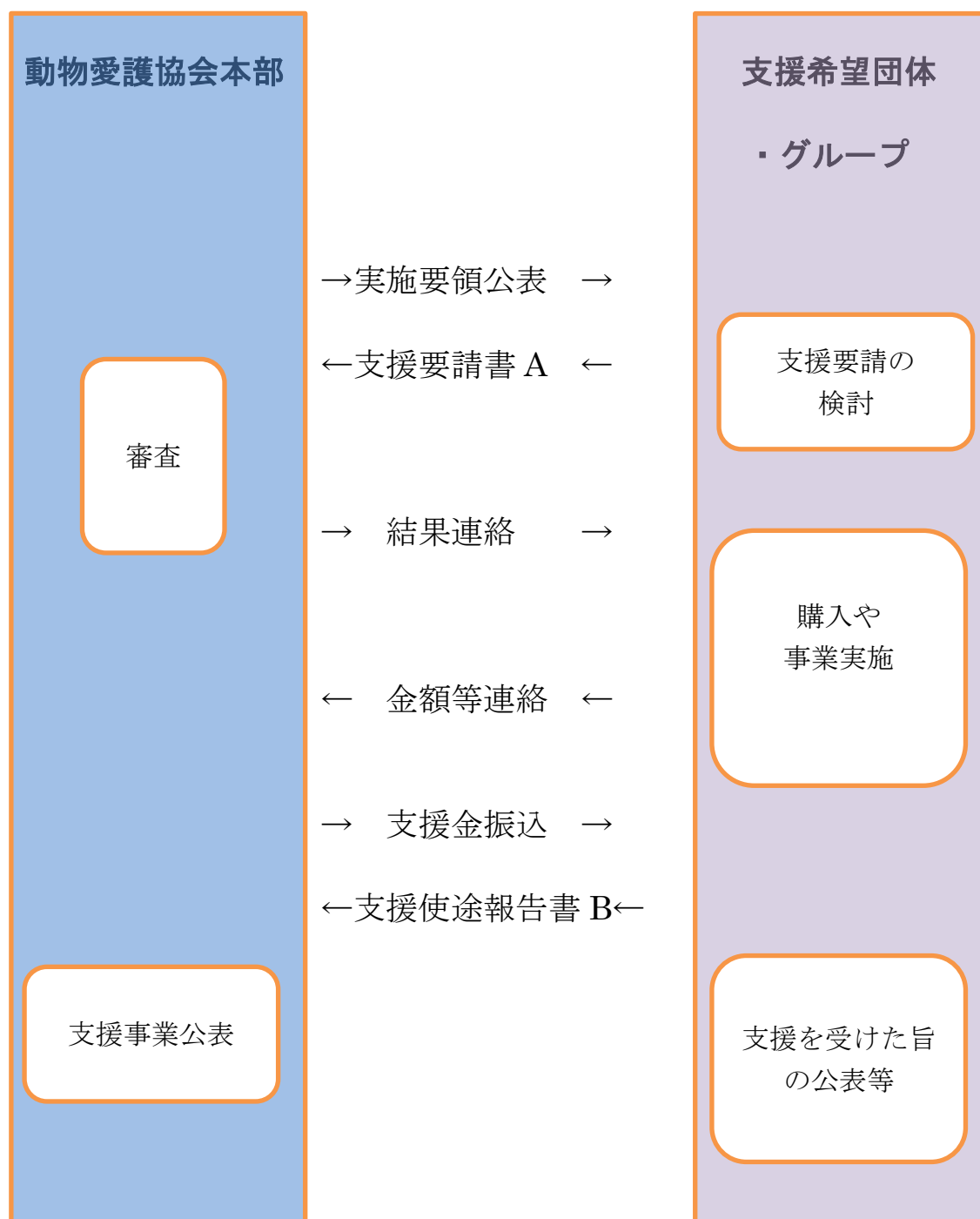
記

- 1 支援金の使途
- 2 金額 （領収書コピーを添付）
- 3 想定できる支援の効果
- 4 その他（参考になるものがあれば記載）

■団体・グループの記載担当者氏名
■住所（郵送先）

連絡先

支援要請事務の流れ



◎団体等の機関紙等を発行している場合は支援を受けた旨公表してください。

◎協会では機関誌、HP等で公表いたします。